

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社濱谷建設

業者の住所：北海道釧路市港町3-6

2 指名停止措置期間：令和7年3月21日から

令和7年4月20日まで（1か月）

3 指名停止措置の範囲：帯広防衛支局管轄区域（釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市、根室市、オホーツク総合振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内、根室振興局管内）

4 事実概要

当該有資格者及び有資格者の従業員は、釧路開発建設部が発注した「釧路港土砂処分場護岸C部建設工事」において、港則法違反で罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止措置理由

上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められるため。

工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領付表第2第15号

措置要件	期間
<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上9月以内</p>